

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況について

【石綿健康被害救済法の概要】

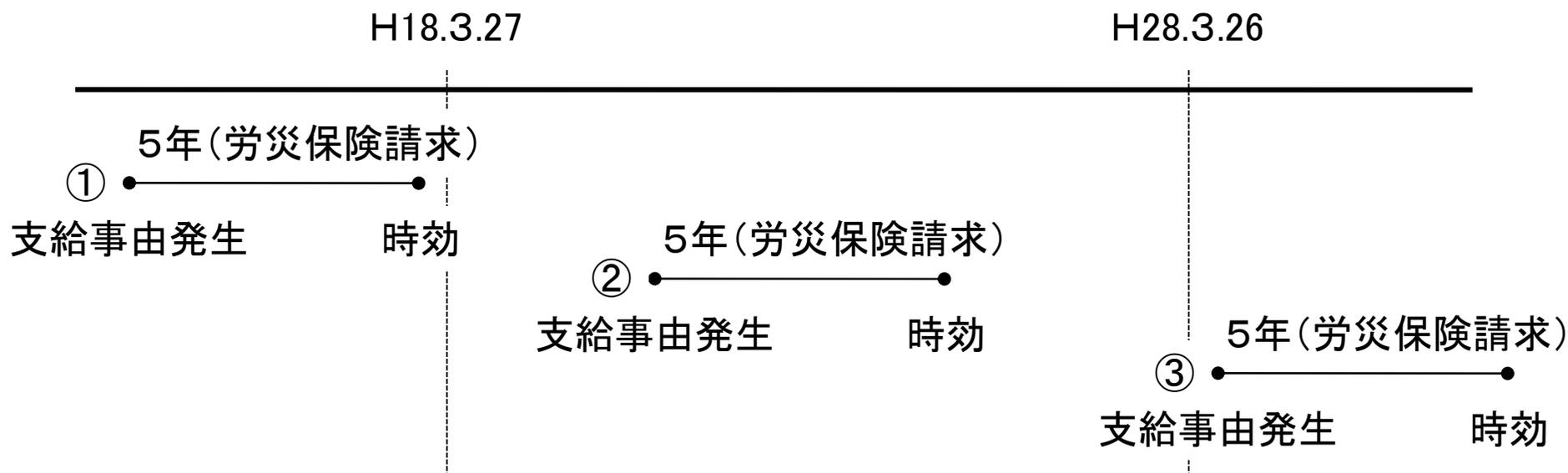
- 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るもの。
- 石綿取り扱い工場の近隣住民など労災保険の対象とならない石綿健康被害者を対象とした「救済給付」と石綿による疾病で死亡した労働者等の遺族で労災保険の遺族補償給付の請求権を時効により失った者を対象とした「特別遺族給付金」がある。
- 環境省と厚生労働省が共管しており、「救済給付」は環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構が、「特別遺族給付金」は厚生労働大臣が支給する。

【経緯】

- 平成17年 7月29日 第一回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
- 平成17年12月27日 第五回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合
→ 石綿健康被害救済法を平成18年通常国会に提出する方針決定
- 平成18年 2月10日 石綿健康被害救済法（閣法） 公布
- 平成18年 3月27日 施行（附則において施行後5年以内の検討規定）
- 平成23年 8月30日 石綿健康被害救済法の一部を改正する法律（議員立法） 公布
→ 附則において施行後5年以内の検討規定
- 平成28年 4月20日～中央環境審議会環境保健部会に設置された石綿健康被害救済小委員会（施行後5年以内の検討規定に基づき見直しを議論）
- 平成28年 8月30日 平成23年改正法施行後5年

特別遺族給付金の概要

- 石綿による疾病については、潜伏期間が長いこと、アスベストと疾病の関連性に医者も本人も気づきにくいこと等により、労災保険による補償に係る申請の機会を逸し、時効により権利を失っている者が存在していることに鑑み、創設したもの。
- 平成28年3月26日までに石綿による疾病で死亡した労働者(労災特別加入者を含む)の遺族で労災保険の遺族補償給付の請求権を時効(死亡日の翌日から5年)により失った者を対象とする。
- 対象者には、特別遺族年金(遺族の人数に応じて年間240万円から330万円)又は特別遺族一時金(1200万円)を支給する。請求期限は平成34年3月27日。



- ①・②のケースは、平成34年3月27日まで特別遺族給付金を請求することが可能。
③のケースは、死亡日が平成28年3月26日後であるため、特別遺族給付金の対象とはならない(時効期間内であれば、労災保険の請求は可能)。

厚生労働省における石綿関連疾患に関する補償制度の取組み

労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に関する周知等

《公表による周知の実施》

- ・ 労災請求・決定状況の公表(速報値:毎年6月～7月、確定値:毎年11月～12月)
- ・ 労災認定等事業場の公表(毎年11月～12月) 等

《請求勧奨の実施》

- ・ 上記労災認定等事業場に対し、離職労働者等に係る労災保険制度等の周知及び請求勧奨の要請の実施(毎年12月～1月)
- ・ 全国の法務局などに保管している死亡届を基に中皮腫により亡くなられた方(平成7年～17年)を把握し、労災請求などがなされていないご遺族に対する請求勧奨の実施(平成23年度、24年度)
- ・ 労災指定医療機関や市町村等に対し労災保険制度等に関するパンフレットを配付するほか、がん診療連携拠点病院等を通じた請求勧奨の実施 等

	労災保険法に基づく保険給付の石綿による支給決定件数 ¹	石綿救済法に基づく特別遺族給付金に関する支給決定件数(厚労省部分) ²	石綿救済法に基づく救済給付に関する認定決定件数(環境省部分) ³
平成23年度	1,105	39	777
平成24年度	1,083	167	1,138
平成25年度	1,084	24	824
平成26年度	1,080	20	699
平成27年度 ⁴	1,032	20	815

1)「平成27年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(速報値)」表1及び表1-2より作成。

2)「平成27年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(速報値)」表3より作成。

3)「平成26年度 石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」表5より作成。

4)平成27年度の数値については、いずれも速報値である。